

1 問ごとに条文を必ず確認！！

逐条都市再開発法に書き込みをする

※問題番号の横の数字は出題年-出題 No

[No. 1]24-37

正解 2

1. ○ 都再法施行令第 22 条より準用する同施行令第 4 条の 2 第 3 項。
2. × 審査委員は、都再法第 43 条第 2 項より、総会で選任される「審査委員に関する事項」（定数や選任方法など）は、都再法第 9 条第十二号、同施行規則第 1 条の 11 により準用する同施行規則第 1 条の 8 第一号から、定款に定められる事項である。定款に定められる事項は、都再法第 30 条第十二号により総会議決事項であるが、「審査委員に関する事項」は、都再法第 33 条、同施行令第 20 条第 1 項に規定する「特別の議決」を要する事項ではない。
→審査委員に関する事項は定款に定める＝総会議決事項→特別議決ではない。
3. ○ 都再法第 43 条第 2 項。
4. ○ 審査委員の任期の定めは、都再法上の規定はないので、適宜定めることができる。審査委員の関与は工事完了公告（都再法第 100 条）後の借家条件の裁定（同法第 102 条）に及ぶ。

[No. 2]20-32

正解 4

1. × 都再法施行令第 7 条より、組合員名簿に、その後変更が生じた時は、理事長は遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなくてはならない。
2. × 都再法 35 条第 3 項より、特別議決以外にも、理事長及び監事の選挙又は選任も総代会の権限ではない。
3. × 都再法第 22 条第 1 項、第 44 条により、権利変換期日以後に権利譲渡があった場合、譲渡した組合員が組合に対して有する権利義務は、その権利を取得したものに移転する。
4. ○ 都再法第 44 条。土地の共有持分によって、施設建築敷地の共有持分を取得することになる。その共有持分を 1 個の宅地とみなすため組合員数が増加する。
例：（従前）土地の共有者 5 人（共有持分 5 分の 1）組合員数 1
（権利変換期日後）施設建築敷地を共有する。組合員数 5 となり 4 増加する。

[No. 3]18-31

正解 3

1. ○ 都再法第 45 条第 3 項。
2. ○ 都再法 45 条第 4 項。
3. × 都再法第 46 条より、理事以外の者を選任できる。
4. ○ 都再法第 48 条。

[No. 4]23-30

正解 4 C→B→A

組合施行が事業の完成の後、行う手続は次の通り。

- ①事業の完成
- ②組合総会の解散議決
- ③債権者同意（都再法 45 条第 3 項）
- ④組合解散認可申請（都再法第 45 条第 4 項）→都道府県知事 **C**
- ⑤組合解散認可知事公告（都再法第 45 条第 6 項）→都道府県知事。解散した場合は、清算の目的の範囲内でなお存続するものとみなされる。（都再法第 45 条の 2）
- ⑥清算人の選任（都再法第 46 条）
- ⑦清算人による組合財産の調査、財産目録の作成（都再法第 47 条）→遅滞なく
- ⑧債権申出の催告（都再法第 47 条の 2）2 月以内に 3 回
- ⑨債務弁済の確定及び弁済（都再法第 48 条）
- ⑩財産目録と財産処分総会承認（都再法第 47 条）**B**
- ⑪決算報告承認申請（都再法第 49 条）→都道府県知事
- ⑫決算報告知事承認（都再法第 49 条）→都道府県知事 **A**
- ⑬組合員への決算報告（都再法第 49 条）
- ⑭清算完了・組合消滅

事業完成から清算までのスケジュールはきちんと覚えよう！

[No. 5]17-31

正解 4

解説は上と同じ。

[No. 6]26-28

正解 4

1. ○ 都再法第 11 条第 5 項。
2. ○ 都再法第 12 条第 1 項より、同法第 7 条の 12 の規定が準用される。
3. ○ 都再法第 14 条第 2 項より準用する同法第 7 条の 2 第 5 項より、共有借地権は 1 人の権利とみなして、同意書をカウントする。
4. × 都再法第 16 条第 2 項より、事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物権について権利を有する者と参加組合員が知事に意見書を出すことができる。

[No. 7]26-29

正解 1

1. × 設計の概要に関する技術的基準は再開発法施行規則第 7 条に示されているが、権利床をできる限り集約的に配置するといった基準はない。

2. ○ 組合施行にあつては都再法第 12 条第 1 項、会社施行にあつては同法第 50 条の 6、地方公共団体施行にあつては同法第 53 条第 4 項、機構等施行にあつては同法第 58 条第 3 項の規定により、事業計画について、同法第 7 条の 11 を準用することになるので、全ての施行者の事業計画には、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。
3. ○ 都再法施行規則第 5 条第 2 項第四号。
4. ○ 都再法施行規則第 4 条第 1 項。

[No. 8]26-30

正解 3

1. ○ 都再法第 7 条の 9 第 2 項、第 7 条の 16 第 2 項。
2. ○ 都再法第 7 条の 9 第 3 項、第 38 条の 16 第 2 項。
3. × 市町村施行で事業計画を変更するときは、都再法第 56 条より準用する同法第 51 条第 1 項後段より、変更した事業計画の設計の概要について都道府県知事の認可を受けなければならないが、資金計画については、知事の許可は必要ない。
4. ○ 都再法第 7 条の 12、第 58 条第 3 項、第 4 項より、機構施行で事業計画を変更する場合、公共施設の計画の変更がない場合でも、公共施設管理者協議を必要とする。

[No. 9]26-31

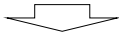
正解 3

清算手続きはつぎのような手順で進められる。

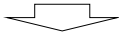
工事完了公告（都再法第 100 条）



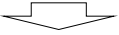
価額確定（同法第 103 条）と清算（同法第 45 条）



組合解散の都道府県知事の認可（同法第 45 条）



清算人の選任（同法第 46 条）



財産目録及び財産処分の方法の総会承認（同法第 47 条）



決算報告書の都道府県知事の承認（同法第 49 条）



決算報告書の組合員への報告（同法第 49 条）

[No. 10]26-34

正解 3

1. ○ 都再法第 21 条、第 24 条第 1 項。
2. ○ 都再法第 13 条、施行規則第 3 条第 1 項第三号。
3. × 都再法第 73 条第 1 項第十三号より、参加組合員の氏名又は名称及び住所と参加組合員が取得する施設建築物の一部等の明細が定められるが、参加組合員床の概算額は記載されない。
4. ○ 都再法施行令第 21 条第 3 項。